

# 電子交付約款

## 1. 本約款の趣旨

- (1) この約款は、IC証券株式会社（以下、甲という。）と顧客（以下、乙という。）との間で合意するものである。
- (2) 甲は、金融庁により金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第255号）として、また農林水産省、及び経済産業省により商品先物取引業者として許可、規制されている。甲の登録住所は、東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー26階であり、連絡先は、0120-257-734、メールアドレスはinfo.jp@ig.comである。
- (3) この約款は、甲が乙に対して交付すべき書面（書面による同意、承諾その他の意思表示を含む。以下同じ。）について、当該書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項（以下、記載事項という。）を、電子メールやインターネットその他の情報通信の技術を利用する方法等を通じて、電子書面として交付することに関しての取扱い等を定める。

## 2. 電子交付等の方法

- (1) 甲は、以下のいずれかの方法により、電子書面の交付（以下、電子交付等という。）を行う。
  - ① 電子メールその他の方法を利用して、甲の使用する電子計算機等から、インターネットその他の電気通信回線を通じて、乙が使用する電子計算機等に、対象となる書面の記載事項を送信し、乙の電子計算機等に記録する方法。
  - ② 甲のホームページに表示された記載事項を、インターネットその他の電気通信回線を通じて、乙が閲覧し、乙の電子計算機等に自身で記録する方法。
  - ③ インターネットその他の電気通信回線を介して、乙がパスワード等の認証情報を入力する等して甲のホームページ等へログインし、そこに表示された記載事項を乙の専用のホームページ等で閲覧する方法。
  - ④ インターネットその他の電気通信回線を介して、甲のホームページ等に表示された記載事項を乙が閲覧する方法。

## 3. 対象となる書面の種類

- (1) 甲が、電子交付等する書面の種類は、金融商品取引法、金融商品取引法施行令、金融商品取引業等に関する内閣府令、商品先物取引法、商品先物取引法施行令、商品先物取引法施行令規則、自主規制法人関係諸規則その他関係する法令諸規則により電子交付等の対象とすることが認められている書面のうち、以下に定める書面とする。
  - ① 証拠金取引約款
  - ② 重要事項説明書（契約締結前交付書面）
  - ③ オプションCFD取引にかかる確認書
  - ④ バイナリーオプション取引にかかる確認書
  - ⑤ 反社会的勢力でないことの確約に関する同意書
  - ⑥ 取引報告書兼残高明細書等の各種報告書
  - ⑦ その他、当社が電子交付により提供する書面

## 4. 電子交付等の承諾

- (1) 乙は、以下について承諾する。
  - ① 下記6.(1)に規定する場合及び法令に別段の定めがある場合を除き、電子交付等がなされた書面について、紙媒体での再交付は行われなかったこと。
  - ② 電子交付等を提供するためのシステムのメンテナンス等により、一時的に電子交付等をされた書面（以下、電子交付書面という。）の閲覧が中断される場合があること。

## 5. 対象となる電子交付書面の種類の追加

- (1) 対象となる電子交付書面の種類の追加する場合、甲は下記7.(1)に従って本約款を変更の上、乙に対して書面又は電磁的方法による承諾を求めるものとする。

## 6. 当社都合による書面での交付

- (1) 甲は、甲の判断で、対象となる書面を、電子交付等によらず書面で交付する場合があることについて、乙は承諾する。
- (2) なお、上記6.(1)の場合には、当該対象書面について、甲が、改めて電子交付等を行わないことについても、乙は承諾する。

## 7. 本約款の変更

- (1) 甲は、民法第548条の4の規定により本約款を変更することが出来るものとし、本約款を変更する場合は、予め甲のホームページやインターネットその他の電気通信回線を介して、本約款を変更する旨、変更後の約款の内容及び変更の効力発生時期を掲載して乙に周知することで、乙の事前の承諾を得ることなく、必要に応じ

て本約款を変更できる。

## 8. 電子交付等の要件

(1) 乙は、この約款の内容を承諾し、電子交付等を受けるに当たり、以下の要件を充足しなければならない。

- ① 乙が、乙の電子計算機等を介して、Portal Document Format（以下、PDFという。）形式のファイルを閲覧できること（乙の利用するコンピュータのOS、CPU、Webブラウザ等が、甲の推奨する環境に適合していること、及び、予め甲が推奨するバージョン以上の「Adobe Reader」等のPDF閲覧用ソフトをインストールしていることを含むが、これらに限られない。）。

## 9. 解約

(1) 甲は、以下のいずれかに該当する場合には、乙に対する電子交付等を停止する。なお、電子交付等により提供済みの書面は、電子交付等を停止した場合であっても、遡って紙媒体で交付されない。

- ① 乙が、甲で保有していた口座を解約した場合、又は解約された場合
- ② 乙が、甲に対して虚偽の申告を行ったことや、甲が定める所定の約款等に反していることが判明した場合
- ③ 甲が、甲の判断により電子交付等の中止、中断等を決定し、乙へ通知した場合

## 10. 他の約款の適用

(1) この約款に定めがない事項については、甲が別途定める所定の約款等の定めを準用する。

(2) 甲が定めるその他の約款等に、書面の交付に関する定めが存在する場合、当該書面の交付について、この約款の規定が優先的に適用される。

## 11. 法令の遵守

(1) 乙は、甲が提供する商品やサービスを利用するにあたっては、日本国内外の関連する法令及び諸規則、並びに甲が定める所定の約款等を遵守する。

## 12. 免責事項

次に掲げる事項により生じた損害について、甲はその責任を負わない。（ただし、当該損失が甲の故意、又は重大な過失によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。）

- (1) 何らかの事由により、甲が提供する商品やサービスの全部又は一部の提供が不可能となった場合
- (2) 通信回線やインターネットその他の電気通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等、又は受領した情報の誤謬、停滞、省略及び中断、並びにシステム障害等の場合
- (3) 乙が、パスワード等の認証情報の管理を怠ったことに起因する場合
- (4) 乙が、甲の推奨する動作環境等を利用しなかったことに起因する場合
- (5) 乙の使用する電子計算機等に生じたあらゆる不具合に起因する場合
- (6) 乙が、甲に対して虚偽の申告を行っていたことや、甲が定める所定の約款等に反していたことに起因する場合
- (7) 天変地異、政変、戦争、経済情勢の急変、証券・金融市場の閉鎖、その他非常事態の発生等の不可抗力と認められる事由が発生し、各種情報の提供等が遅延し、又は不能になった場合
- (8) 「9.解約」に掲げる事由に起因する場合
- (9) その他、甲の責に帰することができない事由に起因する場合

令和5年9月29日制定

令和6年1月11日一部改定